

災害時における電気料金等の特別措置の概要について

【災害時の特別措置の適用条件】

地震・台風等の災害により被害を受けたお客さま（災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さま）が、災害救助法の公示日などから6カ月後の月末までに当社に対して申出を行った場合に適用いたします。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、原則として、罹災証明書等を提出していただきます。

【災害時の特別措置の内容】

①	電気料金の 支払期日 ^{※1} の延長	被災されたお客さまの電気料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限り）を、それぞれ1カ月延長いたします。
②	不使用となった期間の 基本料金の免除	被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、災害発生後6カ月間に限り、電気料金（不使用料金 ^{※2} ）は申し受けません。
③	工事費負担金等 ^{※3}	次のいずれかに該当する場合、工事費負担金等を申し受けません。 （1）被災時から全く電気を使用されずに契約を廃止され、災害発生月の6カ月後の月末までに新たな契約のお申込みを行われた場合（被災前の契約容量等を超えない場合に限り） （2）再建等のため、新たに当該需要場所にて災害発生月の6カ月後の月末までに臨時電灯または臨時電力の申込みを行われた場合 （3）再建等のため、災害発生月の6カ月後の月末までに引込線、計量器等の取付位置の変更の申込みを行われた場合
④	被災により使用不能 となった電気設備の 基本料金の免除	災害によりお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合、その使用不能設備相当分の基本料金は、災害発生月の6カ月後の月末までの間は申し受けません。

※1 支払期日は、検針日の翌日から30日目を行います。

※2 不使用料金は、基本料金の半額となります。

※3 工事費負担金等とは、お客さまからのお申し込みにより、お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただくものをいい、工事費負担金、臨時工事費および諸工料が含まれます。